

新グローバルニッチトップ企業 100選

応募要領

令和2年1月
経済産業省

1. 新グローバルニッチトップ企業選定の背景・目的

我が国には国内外で高い競争力を有している企業が数多く存在します。特に、その中には、ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築いている企業があります。

経済産業省では、我が国の国際競争力向上の観点から、こうしたニッチ分野で差別化を行い高い実績を上げている企業群を一つの成功類型として着目し、2013年度（平成25年度）には、国際展開に取り組んでいる企業のうち、差別化要因を有しニッチ分野で高いシェアを確保している者を集め、「グローバルニッチトップ（GNT）企業100選」として選定しました。

その後、日本企業を取り巻く事業環境は変化してきています。具体的には、①デジタル経済の進展、②世界の政治経済情勢の変動、また、③少子高齢化のような社会構造変化などが起きています。

こうした状況を踏まえ、新たな厳しい経済環境の中においてもニッチ分野で勝ち抜いている企業や、国際情勢の変化の中でサプライチェーン上の重要性を増している部素材等の事業を有する企業などを「新グローバルニッチトップ（GNT）企業100選」として選定したいと考えています。

経済産業省としては、今回の認定と顕彰を通じて、対象企業の知名度向上や海外展開を支援するとともに、新たにグローバルニッチトップを目指す企業における経営上の羅針盤として活用いただくことを目的としています。

2. 新グローバルニッチトップ企業100選の概要

■ 4つの分野

新グローバルニッチトップ企業100選では、下記(1)～(4)の4分野において、特に優れた成果をなした日本企業を認定・顕彰します。

- (1) 機械・加工部門
- (2) 素材・化学部門
- (3) 電気・電子部門
- (4) 消費財・その他部門

応募のあった候補者の中から認定者の選考を行い、新グローバルニッチトップ企業100選として認定し、顕彰します。なお、認定・表彰の企業数は公募状況等により変動する可能性があります。

■ 「新グローバルニッチトップ企業」の考え方

新グローバルニッチトップ企業100選では、「グローバルニッチトップ企業」を以下のものとして、定義します。また、大企業、中堅企業、中小企業者を表彰の対象としますが、いずれにも偏りがない手法を用いて、選定し、認定することを予定しています。

大企業 ・・・ 特定の商品・サービスの世界市場の規模が100～1000億円程度であって、過去3年以内において1年でも、概ね20%以上の世界シェアを確保したことがあるものを対象とします。

※大企業とは、中小企業基本法第二条の「中小企業者」以外のものを指します。例えば、製造業では、資本金が3億円を超えると同時に、従業員が300人を超えることが要件となります。
また、①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人、③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人については、大企業とみなします。

中堅企業 ・・・ 特定の商品・サービスについて、過去3年以内において1年でも、概ね10%以上の世界シェアを確保したことがあるものを対象とします。

※中堅企業とは、大企業のうち、直近の会計年度の売上高が1000億円以下であるものとします。ただし、みなし大企業の場合は除外し、中堅企業としては扱わないものとします。

中小企業者・・・特定の商品・サービスについて、過去3年以内において1年でも、概ね10%以上の世界シェアを確保したことがあるものを対象とします。

※中小企業者とは、中小企業基本法第二条の「中小企業者」を指します。例えば、製造業では、資本金が3億円以下か、従業員が300人以下のいずれかに該当すれば中小企業者となります。

■新グローバルニッチトップ製品・サービスの考え方・数え方

市場の区分については、製品・サービスの用途、需要者、供給者の態様を総合的に勘案して決定します。例えば、同じ製品区分であっても、高級品と汎用品がある場合、それぞれの用途が異なり、需要者や供給者が異なる場合には、両者が異なる製品・サービスとして扱うことで構いません。

また、今回は、現状の市場シェアが上記水準に達しない方であっても、市場シェアに将来予想（5～10年程度）を加味して評価します。ただし、将来予想の説明と根拠の提出をお願いいたします。

3. 認定候補者の募集

■必要な資格

- (1) 日本企業のうち、大企業、中堅企業、中小企業者のうち、「■新グローバルニッチトップの考え方」の規模において示されている「新グローバルニッチトップ企業」の定義に該当することが必要です。
- (2) 日本企業のうち、大企業、中堅企業、中小企業者のうち、「■新グローバルニッチトップ企業の考え方」において示されている「新グローバルニッチトップ企業」の定義に該当しない場合には、少なくとも3年以内において、海外において、製品・サービスを販売している実績を有していることが必要です。
- (3) 過去において、中央省庁又はその他の機関（地方自治体、業界団体等）による表彰制度で受賞している場合も対象となります。
- (4) 2013年度（平成25年度）に「グローバルニッチトップ企業」として選定された企業についても応募は可能です。ただし、応募に当たっては前回選定時との相違点（例：新たなGNT製品の開発、新たな顧客層の拡大）があり、その点を説明していただくことが必要です。
- (5) 今回の表彰において、同一企業に対して複数の表彰は行いません。
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している、過去3年以内、法人または代表者もしくは役員が法令違反による処罰を受けている等、社会通念上選定にふさわしくないと判断される場合には対象から除外します。
- (7) 自薦・他薦を問わず応募することは可能です。ただし他薦の場合でも対象企業から審査に必要な情報を提出いただく必要があります。また他薦の締切日は自薦より早めに設定されていますのでご注意ください（自薦×切：令和2年2月27日、他薦×切：令和2年2月14日）。

※候補者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料（定款、事業計画など）提出のお願いや応募書類に関する質問など事務局から連絡をさせていただくことがあります（適切な対応がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります）。

4. 審査・選出方法

■審査・選出方法

有識者で構成される選定評価委員会を設置し、選出を行います。応募時に提出いただいた情報に基づく審査のほか、必要に応じてヒアリングなどによる追加の審査を行う場合がありますのでご了承いただけますようお願いいたします。

■審査の基準

審査・選考にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して行います。

評価項目	定量項目	定性項目
収益性	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員一人当たり売上高 ●営業利益率 	<ul style="list-style-type: none"> ●GNT¹企業であることと自社の収益性に関係があるか ●GNT企業において、収益性を上げることが容易か
戦略性	<ul style="list-style-type: none"> ●GNT製品・サービスの数 ●GNT製品・サービスの納入先企業数 ●売上高のうち、直近5年間で新規にGNT化した製品・サービスの割合 ●直近3年間の従業員の増加人数 ●直近3年間の売上高における研究開発費比率 ●全従業員中の研究開発部門の従業員比率（または学位を有する従業員比率） 	<ul style="list-style-type: none"> ●GNT企業として採用している戦略 ●GNT製品・サービスに関係する技術の独自性・唯一性・展開可能性 ●GNT製品・サービスの競争力を高めるための措置
競争優位性	<ul style="list-style-type: none"> ●世界市場シェア（将来予想（今後5～10年間）を含む） ●市場規模（将来予想（今後5～10年間）を含む） ●国内外の競争者数 ●世界市場10%以上のシェアを維持している期間 	<ul style="list-style-type: none"> ●GNT製品・サービスの納品先企業の企業名または領域 ●国内外の競合企業名と国名 ●業界トップランナーであることを示す情報
国際性	<ul style="list-style-type: none"> ●海外売上比率 ●販売国数 ●海外国別拠点数 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外展開の方策 ●海外との取引実績

¹「GNT企業」は「グローバルニッチトップ企業」の略です。

5. 応募方法

■ 応募方法

応募につきましては、特設ページからWEB形式でお申し込みください。以下URLにアクセスいただきまして、必要項目の記入および必要書類の提出をお願いいたします。

新グローバルニッチトップ企業100選の入力フォームURL

自薦の場合：<https://www.gnt-100.go.jp/public/application/add/65>

※締切：2020年2月27日まで

他薦の場合：<https://www.gnt-100.go.jp/public/application/add/164>

※締切：2020年2月14日まで

なお、上記URLから正しくアクセスできない等のご事情がありましたら、本事業を委託しています「エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社（info-gnt-100@ml.mri-ra.co.jp）」までご連絡ください。

■ 応募後の問い合わせ

応募後の確認や修正に関するお問い合わせにはお答えできませんので、十分にご確認いただいた上でご提出ください。

また選定前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせには一切お答え出来ませんのでご了承ください。

■ 応募費用

応募に際して、手数料等は一切かかりません。但し、通信料等は応募者の負担とさせていただきます。

■ その他

- (1) 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査及び認定後の広報・PR等以外の目的には使用いたしません。なお、認定後の広報・PR等については、6.をご確認下さい。
- (2) 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことが条件です。

6. 認定企業の発表・認定式

■ 認定企業に対する通知

認定企業に対する通知は令和2年春頃を予定しています。

■ 認定式

認定企業に対して、認定式を行い（本年春を予定）、副賞の授与を行います。なお、認定式等の詳細については追って認定企業に連絡します。認定企業及び認定内容については、経済産業省のホームページ等で発表します。

■ 認定後の「グローバルニッチトップ」の用語の使用

グローバルニッチトップの語句の使用に当たっては、「グローバルニッチトップ」に係る商標権を取得している事業者²に配慮し、認定者は、「経済産業省認定グローバルニッチトップ企業」、「経済産業省認定GNT製品」、「経済産業省認定GNTサービス」の様に、グローバルニッチトップか、グローバルニッチトップを省略する目的でGNTの語句を用いる場合には、「経済産業省認定」という語句を付して下さい。

■ 認定後の広報・PR等

認定企業の方に対しては、認定式後のアンケート・広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 認定の取消し

認定後に、個人事業主、法人の代表者又は役員が、禁固刑以上の刑に処された場合は、認定を取り消し、認定状等は返納することとします。また、意図的に虚偽の内容を記入した場合も同様とします。

<お問い合わせ先>

（応募方法について）

委託業者担当者

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 マネジメント事業推進部

GNT100担当

問い合わせメールアドレス：info-gnt-100@ml.mri-ra.co.jp

電話：03-6858-3530

※本事業については、経済産業省からの委託事業として、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社が実施しています。

（本制度の趣旨について）

経済産業省 製造産業局 GNT担当

問い合わせメールアドレス：gnt-toiwase@meti.go.jp

電話：03-3501-1689

² 「グローバルニッチトップ」の商標は、化学品、加工機械、電気機器などの11の分類において日東電工株式会社が商標権を保有しています。